

令和4年度 第2回

春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和5年1月17日 開催

議題 1	国民健康保険税の課税限度額の改定について	1
議題 2	出産育児一時金の改定について	2
議題 3	令和 5 年度における国民健康保険事業の運営について	3

議題1 国民健康保険税の課税限度額の改定について

【課税限度額の引き上げ】

地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の課税限度額を63万円から2万円引き上げ、65万円とし、後期高齢者支援金分課税額の課税限度額を19万円から1万円引き上げ、20万円とする。 (令和5年4月1日施行)

地方税法施行令と春日井市国民健康保険税条例の比較表 (単位:万円)

	地方税法施行令				春日井市国民健康保険税条例			
	基礎	支援金	介護	合計	基礎	支援金	介護	合計
令和4年度	65	20	17	102	63	19	17	99
令和5年度	65	(22)	17	(104)	65	20	17	102

施行令改正の翌年度に市条例を改正

※参考 地方税法(抜粋) (昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(国民健康保険税)

第七百三条の四

五 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項各号に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

十一 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

十九 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

二十七 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

議題2 出産育児一時金の改定について

出産育児一時金については、令和4年12月に開催された厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、これを基に厚生労働省において健康保険法施行令を改正する見込みとなったため、改正された場合はこれに準拠し、春日井市国民健康保険条例を改正することとするものである。

	現在の額	改定後の額
出産育児一時金	408,000円	488,000円
産科医療補償加算分※	12,000円	12,000円
合計	420,000円	500,000円

※産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償することなどを目的として平成21年1月に創設。現行の保険料は22,000円。うち、10,000円は前年度までの余剰金から充当されているため、実際に医療機関が支払う掛金は12,000円となっている。掛金分は、通常分娩費用に含めて請求されている。

議題3 令和5年度における国民健康保険事業の運営について

(1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金（仮算定）

令和5年度納付金 78億5,885万4,356円
 （被保険者1人当たり 154,080円）

令和4年度納付金 77億614万3,416円
 （被保険者1人当たり 141,273円）

平成28年度納付金 1人当たり 127,584円

令和5年度納付金 1人当たり 154,080円

平成28年度 → 令和5年度 平均伸び率 2.73%

(2) 事業費納付金の変動の要因

当市の医療費の状況は令和2年度にコロナウイルス感染症の影響で減少したが、令和3年度は大きく増加した。また令和4年度も増加傾向にある。愛知県全体の状況も同様である。

事業費納付金を算定するにあたっては、県全体の令和5年度の医療費を推計し、各市町村の被保険者数などで案分し、納付金額が決定される。令和4年度の事業費納付金は、令和3年度に医療費が大きく増えた影響で増額となったが、大幅な増加であったため、それまでの決算剰余金を全て用いて納付金額を抑制することとなった。令和5年度の事業費納付金は、引き続き医療費が増加傾向にあるため増額となったが、抑制するための決算剰余金がないため、令和4年度に比べ高い金額となっている。

本市の1人当たり医療費の状況（単位：円）

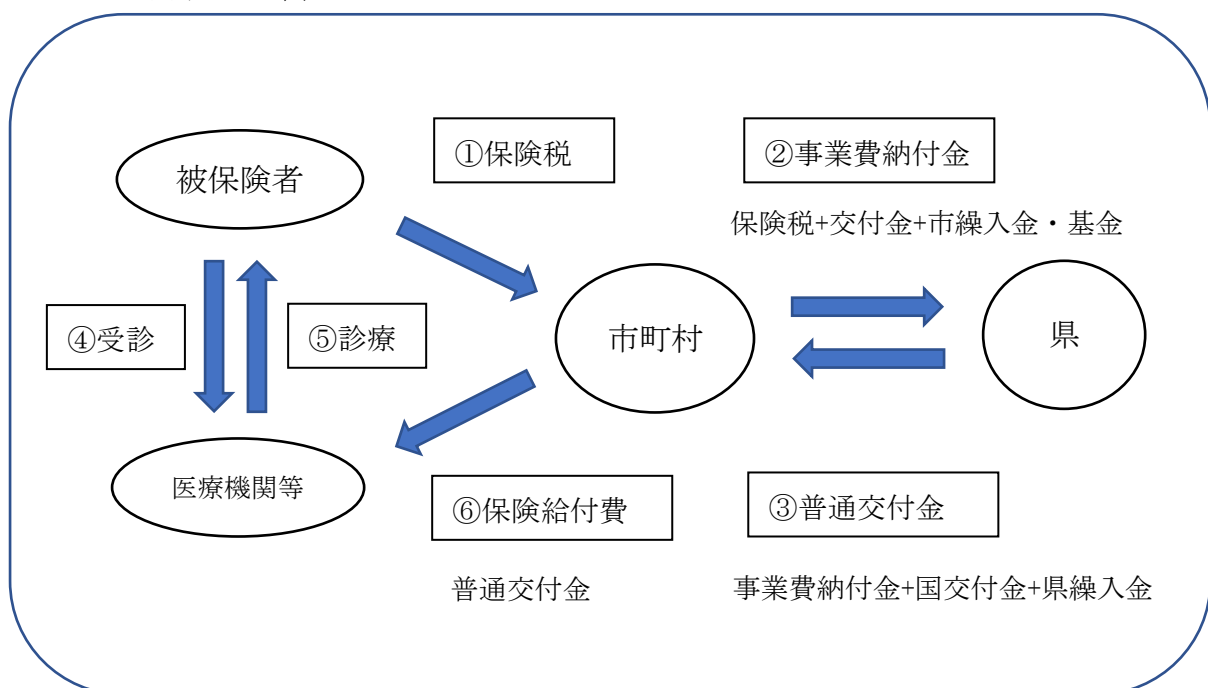
給付種別	R2	R3(前年比)	R4見込(前年比)
療養給付費	240,676	259,877(8.0%)	264,757(1.9%)
療養費	2,482	2,420(△2.5%)	2,260(△6.6%)
高額療養費	32,844	35,177(7.1%)	34,975(△0.6%)

<< 参考:国民健康保険の仕組み >>

現在の国民健康保険制度は、愛知県が財政運営主体となり、国からの交付金や県内市町村が納める事業費納付金を財源に運営されている。

各市町村国保が医療機関等へ支払う保険給付費は、県からの普通交付金で支払われている。県は県内の直近医療費の状況から翌年度の県全体の医療費を推計して事業運営に必要な額を算出し、事業費納付金として市町村から徴収する。このため、医療費の状況が翌年度の事業費納付金の金額に影響する。

※イメージ図



(3) 令和5年度の国保財政への影響

今回の事業費納付金を用いて積算すると、約4.3億円不足する見込みとなった。また、本市ではこれまでの事業運営の中で積み立てた基金があり、令和4年度末の基金残高は約21.2億円となる予測である。

事業費納付金を支払うための主な財源は国民健康保険税であり、納付金額が増加した場合は税率を上げる必要があるが、被保険者への影響を最小限に抑えるため、不足分は基金を活用して対応することとする。

令和4年度末の基金残高予測 約21.2億円

(4) 税率について

令和4年度税率

区 分	所得割	均等割	平等割
基礎課税額	5.9%	24,500円	22,000円
後期高齢者支援金分等課税額	2.0%	9,900円	9,000円
介護納付金課税額	1.5%	9,700円	6,000円
合 計	9.4%	44,100円	37,000円

令和5年度の税率 税率は現行のとおりとする